

島根県における義務制実施にむけての諸問題(1)

未就学児及び特殊学級の現状と課題

西 信 高

Nobutaka NISHI

A Study on the Conditions Necessary to Guarantee School Education for Handicapped Children without School-Attendance in Their School Age(1)

はじめに

文部省は昨年11月20日、文初特第464号文部事務次官通達として、「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」を公布した。これは、学校教育法第22条第1項及び第39条第1項に規定する保護者の就学義務のうちの養護学校に関する部分について、昭和54年度から義務制実施に移すことを内容としている。盲・ろう学校に関する部分は昭和23年から実施しているにもかかわらず、精神薄弱・肢体不自由・病虚弱児に対して戦後4半世紀にもわたってひきのぼし、その教育権を奪ってきた不当な事態にピリオドを打つ点で、一応の評価はできる。しかし、すでに49年度義務制実施の方針を打ち出しておきながら、これに必要な諸条件の整備をサポートージュして復古にし、今回改めて54年度実施を打ち出した経過を考慮合わせるとき、この政令を内実あるものとする道りは決して平坦でないことが予想される。54年度には義務制を完全に実施させるためにも、障害児の教育権を守り発達を保障する観点から、これまで各地でとりくまれてきた実践の成果をふまえつつ、単に容れものを用意するだけに終らせない養護学校づくりの運動をひきつづき強め発展させなければならない。

その際、各地方自治体における全体的な教育状況を勘案し、それぞれの条件を生かし、あるいは改善する方向を明確にしながら、その構造のなかで障害児の教育権を全面的に保障するみちすじの追求が重要な課題となる。能力主義を基調とする現今の学校教育の民主的改革を同

時に並行させなければ、「その区域内にある学齢児童及び学齢生徒・・・を就学させるに必要な・・・養護学校」が新たな差別選別の道具に転化させられる危険を多分に孕んでいると考えられるからである。

小論においては、義務制実施にむけて検討すべき諸問題のうち、特に在宅児の処遇、人事及び学校管理の側面からみた特殊学級の現状と課題を、ちえ遅れ児を念頭におきながら島根県の場合をとりあげ、概括して論ずる。これらは、発達段階を考慮しながらの教育内容・指導法、そして一方大きくは地方行政全体との関連で考えるべき性質のものであるが、上記二点について一応の傾向を把握することを第一段階の作業として位置づけたものである。

I. 未就学児の状況

島根県学校基本調査によると、48年5月1日現在、県下未就学児数は149名となっている。就学免除については、小学校段階54名中学校段階51名の計105名、就学猶予については、同じく35名、9名の計44名である。原因別では免除の場合、ちえ遅れ59、肢体不自由31、病虚弱2、少年院在院2その他11で、ちえ遅れが最も多く猶予の場合もちえ遅れが19を占める。

これらの数字を中心に6点だけ問題として挙げる。

①原因 その他の調査でも明らかになっているが、脳性マヒによる重複障害が多い。

②措置年令 猶予・免除に措置される年令をみると6才児が最も多い(23名)。これらは学齢期に達した時点で教育権を奪われ、学校教育を全く経験しないまま

に在宅あるいは施設へ入所させられていることを示す。保護者の義務が猶予・免除されても、子どもの教育を受ける権利はなお厳然として有しているにもかかわらず、「能力に応じて」憲法26条と全くかかわりのない生を強いられている。

⑧障害の内容・程度 地教委が猶予・免除の決定を行うに際しては、当然発達診断の結果を基礎にしているべきであり、またその手続を経なければ決定は不可能である。しかし、県の資料でみるかぎり、未就学児の発達階層を明らかにしたものはない。その点、極めて感覚的な就学指導に流れているものと受けとめられる。発達課題をそれぞれの子どもについて明確にすることは、その後の処遇を考える基礎資料となるものであり、極めて重要な作業である。

④猶予数と免除数の比較 猶予児に比べて免除児が大幅にうまわっている。就学させる義務の猶予と免除について両者の間には大きな相違がある。例えば、猶予・免除のとり消し状況についてみた場合、45年度における全国的調査¹⁾によると、猶予が37であるのに対し、免除は2に過ぎない。免除とは、まさにほぼ完全な教育権の切り捨てを意味している。島根県の場合、あまりにも無批判に「免除」を乱発しすぎているのではなからうか

⑤調査方法 これらの数字は保護者が猶予・免除を願い出、それを教委が受理した件数の集計であり、実際の未就学児は他にも存在することは否定できない。現実には、調査のなかで名簿にあがっていない未就学児が掘りおこされつつある。

⑥少年院在院児 免除児のなかに、少年院在院中の者2名とあるのが注目される。昭和28年9月2日付初中局長の回答のなかに、少年院・教護院児童生徒についての処置として就学義務の猶予をすとあり、運用上その妥当性が問われる。少年院における教育の問題は、教育権、集団、福祉と教育等々との関連で非常に重要なものと考えられるが、直接のかかわりがないので機会を改めて論ずる。

II. 訪問教師制度

県は今年度より未就学児131名に対し31名の指導員による「在宅心身障害児訪問指導」²⁾を発足させた。「在宅」とあるが、これは施設入所児も含めており、実際の対象存宅児は73名でこれに対し20名の指導員が訪問している³⁾。

従来教委の守備範囲外に放置されていた障害児が、は

じめて教育行政内にくみこまれ、定期的な訪問を受けるようになったという点で、この制度は高く評価されなければならない。現実を目にみえて効果があらわれてきたとする指導員からの報告もみられる。しかしながら、この制度が内包する矛盾と限界もまた指摘せざるを得ない。以下、今後に解決すべき課題と考えられるものうち、大きく2点を挙げる。(なお、要綱の一部は注4に示した。)

第1に言えるのは、訪問を受けても対象児は依然として無学籍のままにおかれていることである。権利としてすべての国民が享有する「教育を受ける権利」が保障されているか否か、その最底のめやすとして学籍の有無がある。言うまでもなく、名目的に学籍を与えるがその後は何らの指導もしない教委が全国的に少なからずみられるが、その場合でも少なくとも学校教育の枠組みの中に位置づけられてはいる。原則的には教育行政が第一義的に責任を負わされていることを示す。しかし、無学籍の在宅児はそのような歯どめさえなく、教育行政はみずからの違法性の上に乗って無学籍を理由に彼らの教育を放棄する。

第2として、保護者等による申請を基本条件にしている点がある。

要綱第3条(申請及び決定)によると「市町村教育委員会は、保護者等からの申請に基づいて訪問指導による教育が必要と認める者を選定し、別に定めるところにより島根県教育委員会に報告する」ことになっている。

ここには無差別平等の原則はなく、各機関をくぐるなかで選定されていく。現在の島根県における制度からすれば、未就学児に対してはすべて訪問指導が必要なのであり、教委は子どものニーズに応ずるその教育方法、内容及び指導員の質と量をこそ選定すべきなのである。

選定された結果はどうか。48年5月1日現在の未就学児数を県は149と発表しているが、訪問指導の対象児は131名となっており、すでに18名が除外されている。しかも149名は教委に義務の猶予・免除を願い出たもの数である。きめ細かな未就学児の実態調査を基礎にしたものではなく、またこの制度と並行して掘りおこしをめぐしているものでもない。

他にも、指導時間には教育的・社会的な意味で保護者が家庭にいなければならない場合が多く、親の労働権との交錯の問題もあり、また、教材費(1名の子どもに対し年間5万円)指導時間(1週2回計4時間)の絶対的不足、集団の場が系統的に保障されない個人指導に限定されがちであること、指導員の身分(講師=県事務局

員), 報酬 (1週4日, 年間700時間, 1時間あたり890円), その経歴と平均年令 (退職教員が大部分, 平均49才), 山間部における冬季の雪害対策等々様々の改善課題が山積している。

これらの課題を体系的に整理し, 当面はこの制度を発展させる方途の検討が急がれる。この訪問教師制度について, 県教委の当事者も未就学児処遇の最終的形態とはとらえておらず, 54年度までの暫定的措置と表明している。つまり, 必要数の養護学校建設に至るまでの次善の対策としている。

この姿勢は一面において正しく, 養護学校建設を54年度以前にも実現させる方向での努力を期待するものであるが, 未就学児の教育権保障を養護学校建設に矮小化しているのではなかろうか。また, いわゆる重度児の教育を重度児の教育として特殊問題化するのではなく, さらに広範な角度から学校教育全体の視野の中で構造的に把握しなければ真の問題解決につながらないと考えられるが, その点でも疑問が残る。過疎化の進行のなかで蔓延し, 中教審答申を背景にさらに根深く拡がりつつある能力主義教育をいかに克服していくか, その流れの中で養護学校設置の課題, そして障害児教育の将来像を展望しなければ、障害児のための養護学校は本来の機能をはなれて, 差別選別の道具へと転化させられる危険性を孕んでいる。

Ⅲ. 県下特殊学級の現状

県下の特殊学級の実態をみると, この視点の堅持の重要性が大きく浮かびあがる。特殊学級が当初の理念を逸脱し, 普通学級からの追い落としの場に変貌しつつある実情は各地から報告されている。島根県の場合も同様の傾向を指摘できるが, 加えて考慮に入れるべき要因として, 60年代の高度経済成長政策以来加速度的に進行し, 深刻の度を深めている過疎化の影響がある。様々な問題を内包する特殊学級の現状について, 特に人事, 学校管理の側面から次に検討する。

特殊学級について, 県教委は二つの傾向を指摘している。⁵⁾ 「在籍者数の減少」と「高IQ化」である。

表1 収容人員別特殊学級数 (小学校)

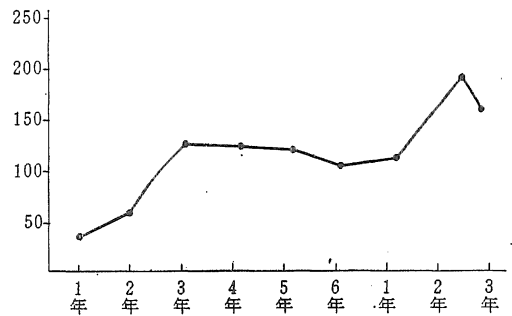
1 名	2	3	4	5	6	7
4 学 級	11	17	28	16	7	9

・少人数のもののみを挙げる。
 ・1学校に数箇学級を有すものは除く。
 特殊学級の総数132 4名以下の学級が約半数
 (48.5.1現在。島根県学校基本調査による)

在籍者の減少は, 表1をみてもわかるように, もはや固定的な学級運営では発達栄養となる学級集団を組織しえない事態にまできている。在籍者1名の学級が4, 2名の学級が11を数える。4名以下の学級は特殊学級総数の約半数にもほれる。昭和37年10月の文初特第380号通達の教育措置で説明されている養護学校対象児 (本来は養護学校対象である中度児で就学する養護学校がないときには, 特殊学級で教育してもさしつかえないとされている) を在籍させているのであればまだ一定の評価は可能である。しかし, 学校教育法施行令第22条の2の基準によりいわゆる軽度あるいは境界線児を入級させている場合, こうした小規模の特殊学級では必然的に個別指導をする場として学校の中で位置づけられ, ウォーターダウンの教科指導を指向する傾向に陥る。

表2 学年別特殊学級在籍者数
 (48.5.1島根県学校基本調査による)

小 学 校						中 学 校		
1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
36	61	128	140	147	139	154	247	220
小学校 651名						中学校 621名		



現実には後者であることが表2からもうかがえる。

学年別在籍者は小学3年で急増し, 以後横バイ状態を続け, 中学2年で再び急増する。この二つの時期が, 人間の発達において大きな質的転換期であることが究明されてきているが, そのような質的転換期で発達障害を受けているものを選別し, 追い落している姿が鮮明にみとれる。県下の「判別委」での対象児がほとんど普通学級に在籍児で占められているが, 普通学級担任が結果的にはそのような子どもの選別を求めていることを示している。

県教委が傾向としてあげているものの一つ, 高IQ化については, 根拠となる厳密な調査資料に乏しいため, 感覚的になるが, やはり実感としては疑いなく「高IQ

化」がすすんでいる。

この傾向も、次に述べる特殊学級設置校の学校規模から類推できることと同様、追い落としの実態を裏づけるものとして考えられる。

本来の特殊学級は、40～50名という大集団によって構成される普通学級においては、発達課題を明確にした的確、緻密な指導が困難な子どもの集団を組織し、そこで必要とろくみを行う基礎集団として設定されるものといえよう。普通学級収容人員が多数であることがポイントの一つになっている。特殊学級設置校の学校規模を表3に示した。200名以下の学校が全設置校の26.5%を占める。100名以下の学校は特殊学級を除いて児童を各学級に均等に収容した場合、1学級17名弱となり、180名の学級であれば同様に1学級あたり30名となる。このような小規模学級で構成される学校において、とりたてて特殊学級を設置する必然性はどこに見出しうるのか理解しがたい。

表3 特殊学級設置校の学校規模 (小学校)

児童数	100名以下	の学校	2	<ul style="list-style-type: none"> ○すべて普通学級6特殊学級1で構成されている学校である。 ○総計35は全設置校132校の26.5%を占める。
	101～120		3	
	125～150		9	
	151～180		9	
	181～200		12	
	(ただし181名の学校3校)		35	

(48.5.1.島根県学校基本調査により作成)

最後に特殊学級担任の経験年数をみる。従来から腰かけ的に担任になるケースの多いことがいわれているが表4でみると経験年数1年未満が42.4%を占めている。単純に言えば3年間で全担任の顔ぶれが一新してしまうめ

表4 特殊教育担当年数

(45年5月1日学校教育課調べ 単位%)

担当年数	0～1	2～3	4～5	6～10	11～	計
特殊教育学校	22.0	20.0	12.0	14.0	32.0	100
特殊学級	42.4	30.9	14.5	11.4	0.5	100

まぐるしさである。これは45年の調査であるが、最近の調査をみてもこの傾向は大筋かわっていない⁷⁾。さらに、これは島根県にのみ特徴的とは言えないが、高齢化も顕著である。48年度では45才以上が42.7%で約半数近くを占めている。39才以下が全体の28.9%、44～40才が28.2

⁸⁾ %である。45才以上の比率が高い。高年令化は決して一様に排斥されるべきではない。経験をつんだ老練な教員が障害児教育にあたることは意義がある。しかしながら、転任先に赴任するとすでに特殊学級担任の他にはクラスがあいていなかった、希望しないのに担任を命じられた、といったことを少なからず耳にする機会のあることを考えると、積極的な形で担任になるケースが多いとは受けとれない。さらに島根県では、退職勸奨の時期が全国で最も早く、共働きの女子教員では47才である。過疎化による児童数の減で教員の必要絶対数が減少し、早期退職を推進しなければ新採用ができず、新陳代謝に支障をきたすからである。ところが47才ではあまりに早く、当然勸奨拒否もでてくる。このような背景のもとで、一部で暗黙了解の事実としていわれるのは、特殊学級担任の調整額が退職金の基準算定額に組み入れられる(退職金は退職前3年間の俸給を基礎に算定される)ことを交換条件的に担任をすすめる管理職がいることである。

その他にも、進学競争のなかで、PTAからの教育に関して時には非民主的な要求もでるなかで、管理職がその対策として、特定の教員を特殊学級であればといった意識で担任を命ずる場合もあることがいわれている。

以上、例示した内容からみると、若干の例外はあるにせよ全体的には特殊学級が学校教育の体系の中に正しく根づいていないことが明白である。

このことは、保護者や地域の特殊学級に対するイメージに微妙に影響していく。「判別委員会」の対象児が普通学級在籍児にほぼ限定されている実態があるが、「判別」の結果特殊学級入級該当とされた者のその後の進路をみると、特殊学級が敬遠されていることがわかる。

¹⁰⁾ 山藤の調査によると、47年度に松江市において入級該当とされたものは48名であり、調査数45、調査の時点ですでに入級10、転校1、普通学級在籍34である。そのうち本人・親戚・家族等の反対を理由にしているものが22例にのぼる。地域の中では、特殊学級が障害児にとって積極的な役割をもつ場としてはとらえられておらず、逆に、入級が即普通学級の落伍者を意味するものとして受けとめられがちである。また、学識経験者をはじめ、権威ある委員で構成されている「判別委」で該当児としたもののうち、2割程度しか現実には入級していない事実は何を意味するか。「判別委員会」の理念と機能について多面的な検討が迫られているが、これについては機

会を改めて論ずる。いずれにせよ、特殊学級制度の運用については抜本的な方向転換を必要とする時期にさしかかっているものといえよう。

IV. 既設特殊学級の改廃

表5 児童数、学校数、学級数の年次別推移（小学校）

	児童数	学校数	学級数	教員数
33	143,885	451	{ 370 81	3,687 (6) 4,350
39	95,083	434	{ 363 71	3,096 (52) 3,844
42	81,991	409	{ 351 58	2,863 (84) 3,614
43	78,869	397	{ 343 54	2,805 (106) 3,524
44	75,747	382	{ 334 48	2,771 (112) 3,488
45	73,490	369	{ 330 39	2,753 (117) 3,489
46	71,103	352	{ 321 31	2,680 (128) 3,474
47	68,357	350	{ 320 30	2,612 (129) 3,377
48	65,781	344	{ 318 26	2,566 (132) 3,347
備考		上段本校 下段分校	() は内数で 特殊学級数	校長含 む

(48.5.1.島根県学校基本調査による。)

特殊学級の変容は、特殊学級そのもののみ原因が求められるべきではない。学校教育全体の枠組みのなかで位置づける必要がある。児童数・学級数等の年次別推移を表5に示したが、この15年間に児童数は半数以下になり、学級数についても、1,200個以上の学級(普通学級)が消滅している。教員1名あたりの児童数は、33年度は33.1名であったのに対し、48年度はついに20名台を割り19.7名となっている。児童数減少に即応して無条件にすでに勤務している教員の削減を実施することはできない。県内における特殊学級の基本的特徴は、結局この「余剰」教員の吸収策としての性格を強くもっている点に

ある。つまり1学級の学級編成基準上特殊学級は有利な条件を有するからである。根幹には政府の経済政策があり、詳しくはその面からの科学的究明にまたなければならないが、教育の論理を否定したところまで解決策を求めなければならないほどの崩壊が進行しているのである。いかに小規模であろうと、学校の維持運営には最低限必要な教員の絶対数を確保しなければならない。現場が極めて貧困な人的条件のもとにおかれている事実は認める。しかし、それを解決する窮余の一策として特殊学級設置を考えるのであれば、それはあまりにも安易な発想にもとづくものであり、教育の崩壊にみずから手をかけ、教育の主体性・積極性を放棄し、資本の論理に従属することを意味する。

子どもの立場に立って考えるとき、固定的な学級集団として特殊学級については大幅な廃止を提起せざるを得ない。普通学級及び県下の学校の実態は、側面的にそれを可能にする条件を備えている。特殊学級設置校の学校規模・児童数等の推移はさきにみたが、さらに収容人員別学級数・学校規模・複式学級の状況を表6・7・8に示す。

表6 小学校、中学校の収容人員別学級数

	計	1名	16	21	26	31	36	41	46	50名以上	
		15名	20	25	30	35	40	45	49		
小学校	総数	2,566	617	280	287	307	410	470	181	12	2
	単式	2,188	311	221	274	307	410	470	181	12	2
	複式	246	176	57	13						
	特殊	132	130	2							
中学校	総数	1,166	123	28	85	105	189	384	250	2	
	単式	1,066	23	28	85	105	189	384	250	2	
	複式	—									
	特殊	100									

(48年度版島根県学校基本調査結果報告書より)

表7 児童生徒数別学校数 (48.5.1.島根県学校基本調査による)

	0人	1	50	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900	1000	1100	1200	計
		49	99	149	199	249	299	399	499	599	699	799	899	999	1099	1199	1299	
小学校	—	74	71	66	49	15	8	13	15	11	5	3	4	4	2	3	1	344
中学校	1	7	27	29	16	8	11	12	10	8	5	2	3	2	3	—	—	144

表8 複式学級等のある学校数
(48.5.1.県教委「国と島根の教育」による。)

	小 学 校			中 学 校		
	本校	分校	計	本校	分校	計
複式学級のある学校数	87	32	119			
特殊学級のある学校数	105		105	75		75

○学校総数 小 344
中 142

○小学校は3校に1校の割合で特殊学級が設置されている。

まず表3にもどって考えると、普通学級の収容人員25名以下でなおかつ特殊学級を設置している学校は14を数える。表6によると、県下で15名以下の学級数は全体の24%、表7からは、在校生149名までの学校が211校で総数の60%強、さらに表8をみると複式学級設置校は全小学校(中学校にはない)の35%強であり、3箇学年の複式学級は13にのぼる。

学級規模つまり収容人員から考えると、多数の学校において特殊学級を設置しなくても、授業形態やカリキュラムの検討を通じて「わかる授業」の展開を追求しうる条件がある。収容する容れものを詮索する以前に、学習形態の創造的改編の努力が要請されているといえる。複式学級制度は県内ですでに定着しているが、複式学級における一定の実践成果をふまえることも考えられよう。もちろん、中教審答申(「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」1971.6.1)で触れられている飛び級制度、あるいはそれを敷衍した無学年制の単純な導入については、能力主義にもとづく差別の思想を基底に据えているという意味において厳しくチェックされなければならない。

もともと人間には、生物学的に能力(広義の能力)において「差」が存在する。この「差」とらわれ、「学校的能力」を第一義的に重視する限り、均質な集団の構成を追い求める誤りをおかす。「判別委」にリストアップされる子どもは、いわゆる「軽度精神薄弱児」から「境界線児」、さらに最近では「知的サブノーマル」へと中心部分に変化しつつある。ますます、普通学級における子どもの均質性をめざす傾向が深まっている。能力のちがいを「差」としてではなく、「多様性」として、それぞれの子どもの響きあわせる学級集団のたかまりのなかで、その多様性をより一層価値づけていくとくみが必要とされなければならない。この認識のもとで、はじめて「

学校的能力」に包括しきれない豊かな能力を育み得る。そして、県民の平均所得が全国平均の70%しかなく、共同体が崩壊し、卒業すれば県外に去らなければならないというより大きな差別をはねのける能力を、集団のなかで身につけさせる教育が可能となる。

特殊学級の廃止を考える場合、能力主義を排し、学校集団そして地域・自治体の発達の体系に位置づけながら、発達障害を受けている子どもの発達を保障する立場に立つ民主的な教師集団の形成が不可決の要素となる。また、特殊学級の改廃は一律に論ずることはできない。それぞれの地域のニード、子どもの発達課題とのかかわりで個々のケースについて綿密な検討を要する。特殊学級の差別的運用を許す状況のなかで、必要なだてを講ずることなく特殊学級を廃止したとき、再び普通学級において放置されるであろうことは容易に想像できる。

しかしながら、一方では逆に、特殊学級がある故に、安易な追い落としに陥っているといったジレンマも指摘できるのであり、幅広く特殊学級の現状及びその民主的改廃を提起し、関係各層において討議が積み重ねられることを期待したい。

V. 未就学児の処遇

未就学児、特に在宅児は、訪問教師制度が導入されてきているとは言え、教育権保障の観点からはほとんど無権利状態におかれていることはさきに述べた。

特殊学級の現状との関連でみると、まず在宅児を特殊学級に受けとめていく方向での条件整備の必要性が考えられる。在宅児の県下における分布とその校区、及び特殊学級の設置校との関係からすれば、養護学校ができるまで在宅、その間訪問指導という一連の処遇ではなく、弾力的に考え、可能なかぎりの教育権保障をすすめるべきではない。特に、障害児教育の実践と理論化の研究運動のなかから、子どもにとっての集団の重要性が具体的に提起されてきていること、1週に2度といった断続的指導ではなく系統的な生活リズムを基礎とする日常の継続指導の重要性、学籍をつけて教育行政が責任をもつことを明確にするといった視点から、特殊学級との関係づけが必要になってくる。さらにつけ加えるならば、保護者の労働権・生活権保障の問題もある。また、指導員が孤立し指導法などでいきづまっている例もあるが、指導員1人で全責任を負って1人の子どもを担当するのではなく、教師集団の協力のもとに複数の指導者集団を形成することもさし迫った課題として重要である。

これを具体的に実現するみちすじは、障害の内容と程度、地理的条件、学校の受け入れ姿勢その他さまざまな側面からのアプローチを必要とし、一概に論ずることはできないが、一つの方策として提起する。¹¹⁾

しかしながら、養護学校の増設が依然として緊急の課題であることには変わりはない。いわゆる重度児の数やその居住地の分布をみると、特殊学級を単位としては、発達に働きかけるに適切な学級集団の形成は困難である。¹²⁾やはり、県下に数校、寄宿舎を併設した養護学校がなければならない。

この点、一部にでている養護学校不要論はあてはまらない。¹³⁾ただ、これまでの県下の特殊学校でみられるような、他の障害児学校あるいは一般学校との交流の之しさについては、最近の各地の共同教育の実践をふまえながら、それらとの関係づけをめざし、集団と経験の輪を拡げるとりくみが望まれる。つけ加えるならば、養護学校不要論についても、養護学校や特殊学級制度そのものの是非ではなく、将来像と現実での改革とを明確に区別し、さらには地理的・人的条件等を加味しながら、子どもの発達に働きかける集団をいかに組織するか、基礎集団をいかにとらえるか、この観点を論議の中に据えることが重要と考えられる。¹⁴⁾¹⁵⁾

以上、訪問教師制度による未就学児への教育的かかわりの現状と問題点、および特殊学級の実態をみながら未就学児の処遇ともからめて、その改廃の必要性を論じた。島根県における義務制実施には、他にも検討すべき多様かつ複雑な課題が残されているが、義務制の文字どおり完全な実施を実現するためには、やはり、学校教育さらには県の教育行政全般にわたっての改革がなければあり得ないことをおわりにあたって再度記しておきたい。資料の整理が不十分なことやスペースの関係で、個々の具体的ケースを挙げるができなかったが、手持ちの資料は別の機会に追っおい紹介していきたいと考えている。

今後学んでいく事実を位置づけ、あるいはその事実により、ここで展開した内容を検討していくための航海図を作成したいとも考えて、この小論をまとめた。

('74.9.10)

註

- 1) 田中昌人・西信高・橋本律子、障害児の適正就学指導の方針に関する調査研究、京都大学教育学部紀要、XVIII、1972
- 2) 指導員31名というのは予算通過の分。4月以降、対象児数指導員数ともに減少している。対象児の減少は、施設に新しく措置されたり、また一部には保護者による訪問拒否の例もある。県教委では、9月にこの制度の運用について再調整を計画している。
- 3) この数字は、発達当初のものとして、県の資料をもとに算出した。注2)とも関連するが、8月末段階では大幅な変動があるものと考えられる。
- 4) 県教委作成の「在宅心身障害児訪問指導に関する要綱」
第1条(趣旨) 学齢期にありながら心身障害等の理由により就学猶予・免除になっている児童・生徒(以下「児童・生徒」という。)に対して、教育の機会を与え、その児童・生徒の残存能力を可能なかぎりのばし、援助することをねらいとする。(傍点筆者)
第2条(対象者) 訪問指導の対象者は次の各号に該当するもののうち、市町村教育委員会が訪問指導による教育が適当であると認めた者とする。(1)本県に在住する児童・生徒とする。(2)当該児童・生徒の保護者等が訪問指導を希望していること。
- 5) 島根県教育委員会、国と島根の教育、49年度版、p. 180
- 6) たとえば、田中昌人、「精神薄弱児」研究の方法論的検討、心身障害者福祉問題研究叢書2、1968。その他、全国障害者問題研究会の研究運動のなかで深められつつある。
- 7) 調査の一例として、門脇裕・東條幹男・石田敬子、特殊学級教育の振興について、1973、47年度島根大学教育学部専攻科修了論文。
- 8) 宮内福氏(島根県益田市鎌手小学校)の資料に依った。百分率の総計が100になっていないが、4捨5入等計算の手続きによる。なお鎌手小の宮内校長、幡部昭悟教諭の御協力をいただいた。
- 9) たとえば、48年度における松江市の「判別委員会」では、リストアップされたのは85名であったが、その全員が普通学級に在籍者であった。
- 10) 山藤孝子、普通学級に在籍する精神薄弱児の実態、1973、島根大学卒業論文。なおこれは、72年度の

「判別委員会」において入級該当とされたものの追跡調査である。

- 11) 今後詳しく調査をすすめていきたいと考えている。一例として隠岐郡西郷町の場合、特殊学級は西郷小(学級数3児童数2)中村小(1, 8)五箇小(12)都万小(1, 4)であり、在宅指導は西郷小校区1, 都万小校区2を1名の指導員が訪問している。西郷小へは精神薄弱児施設「杉の子学園」(定員30名)から通学するものがあるため、3学級設置となっている。現在行われる訪問指導の形態に終らせず何らかの方策が必要と考えているが、この報告は改めて行う。
- 12) 具体的な試算ができないので(資料不足)「数校」としておく。なお、寄宿舎設置の場合当然親もとから離れて生活する。従来の盲・ろう学校における寄

舎制度には、生活経験や家庭教育との関係等考えなければならない点が多く残されている。寄宿舎併置の養護学校の運営については、従来の形態を無条件に踏襲するのではなく新しい形態を追求すべきであるが、具体像については今後研究を要する。

- 13) たとえば、大阪児童問題研究会, 子どもの周辺, vol. 3-1, 1974.
- 14) 表4で示したように、特殊学校教員の経験年数をみると11年以上が32%を占めている。一概に問題視することは正しくないが、マンネリ化・安住といった意識も一部にはあることを否定できない現状では必ずしも歓迎すべき傾向とは言えない。
- 15) たとえば舞鶴市における実践。京都ろうあ問題研究会, すべった!! ころんだ!! 手を取りあった。共同教育実践報告集No.1, 1974.